

2024年5月21日

入管法改定について

- 1、横浜の中国人団体が声明文を発表
- 2、日本政府に法案一部削除を要望
- 3、各界への活動支援の要請

去る3月15日、日本政府は「永住者」の在留資格を有する外国人について、在留資格の新たな取り消しを可能とする入管法改定案を閣議決定しました。

この改定案は永住者の在留資格取消事由を大幅に拡大しており、永住者の約36%、31万人強の、永住資格を有し長年にわたり日本に居住する在日中国人の、生活および権利を著しく侵害するものであります。

これについて、横浜にある中国人団体は連名で別紙の声明文を発表し、日本政府に対し法案の一部削除を陳情し、また、各界あてに改定案一部削除活動への支援のお願い書を送付しました。

連絡先

- ① 横浜華僑総会事務局

電話 045-641-8606

メールアドレス zonghui@yoks.jp

入管法改定案に関する声明文

去る 3 月 15 日、日本政府は「永住者」の在留資格を有する外国人について、在留資格の新たな取り消しを可能とする入管法改定案を閣議決定しました。

入管法に規定する義務を遵守しないこと又は故意に公租公課の支払いをしないこと、並びに、住居侵入、傷害又は窃盗等の一定の罪により拘禁刑(現行法の懲役・禁固に相当する。)に処せられたこと、が新たに追加されており、永住者の在留資格取消事由が大幅に拡大されています。

「永住者」の資格取得は、「10 年以上日本に在留し、就労期間が 5 年以上」「懲役刑などを受けていない」「納税などの公的義務を履行」等、他の先進諸国と比較しても非常に厳しい条件が課されています。このような高いハードルをクリアし許可を受けた「永住者」は、昨年 6 月末時点で約 88 万人、在留外国人の約 27.3%に上っています。

今回の入管法改定案は、政府が今国会で成立を目指す「育成就労制度」の導入や「特定技能制度」の職種拡大に伴い、「永住者」が増加することを予測し、永住資格許可の適正化を求めたものであるとされています。

しかしながら、一方で「永住者」資格の在留資格取り消し事由が大幅に拡大したこの取消法案が成立するならば、今後、永住者の約 36%、31 万人強の永住資格を有し長年にわたり日本に居住する在日中国人の、生活および権利が著しく侵害されるものであると言わざるを得ません。

「永住者」は、加齢・病気・事故・社会状況の変化など、長年日本で生活していくうちに許可時の条件が満たされなくなることは起こり得ます。病気や失職などによるやむを得ない税金や社会保険料の未納、スーパーに行くときにうっかり在留カードを家に置いてきたという不携帯などの過失、執行猶予のつくようなあるいは 1 年の禁錮にも満たない刑法違反であっても在留資格を取り消されることがあり得る、という立場に置くこと自体、「永住者」に対する深刻なる差別であると言えます。

税金や社会保険料の滞納は、日本人同様に、督促、差押え、行政罰、刑罰で充分対処できることです。

日本と中国の交流は長い歴史があります。近代では、日本の開港後この横浜に多くの中国人が渡来し、以来 170 年余にわたり、この地に生活の基盤をおいてきました。横浜中華街の今日の発展は日本人と来日した中国人が力を合わせた結晶です。現在、日本で生まれ日本語しかわからず、日本にのみ生活基盤を有する 2 世から 6 世の「永住者」も多く、すべてが日本市民と共に善良なる市民として地域社会の発展に貢献しています。

今回の入管法改定案による新たな在留資格取消拡大制度の導入は、日本政府が目指す「共生社会の実現」に逆行するばかりか、歴史的な背景により日本に居住するに至った在日中国人の「永住者」や、また、生活上の様々な事情により、余儀なく日本に居住するに至った在日外国人の「永住者」、さらにはその家族までも対象とし、納税不履行や軽微な刑事罰等によって簡単に永住資格を取り消そうとすることは、善良なる市民に深刻かつ憂慮すべき問題惹起するものであります。

ましてや国または公共団体の職員が入管へ通報できる制度まで創設するというのは余りにも過度な取り締まりと言えます。

また同法案に関しては、その立法事実の有無等が慎重に検討されるべきものであるにもかかわらず、有識者会議でも全く検討されないままに唐突に提案されており、拙速に具体化すべきものではありません。

以上の趣旨からわれわれ在日華僑団体は、この度の日本政府の入管法改定案は「永住者」の生活、人権を脅かす重大事案と認識し、是正を強く求めます。

2024年5月21日

陳情者:

横浜華僑総会

会長 謝成發

学校法人横浜山手中華学園

理事長 繆雪峰

横浜山手中華学校家長会

会長 譚優矢

横浜中華学校校友会

会長 潘永誠

(一社)横浜華僑婦女会

代表理事 黄巧玲

広東要明鶴同郷会

会長 陸佐光

横浜福建同郷会

会長 別宮浩孝

(一社)横浜華僑商公会

代表理事 楊義誠

京浜華厨会所

会長 楊義智

横浜台湾同郷会

会長 余玉隆

(一社)広東同郷会

会長 陸煥鑫

(一社)横浜華僑小紅の会

代表理事 佐久間愛玲

横浜中華倶楽部

会長 容達成

横浜中山郷友会

会長 繆雪峰

日本福建平潭同郷会

会長 富澤小平

日本横浜福建経済文化促進会

会長 游群

茉莉花女声合唱団

団長 李香玳

内閣総理大臣 岸田文雄 殿
法務大臣 小泉龍司 殿

2024年5月21日

陳情者： 横浜華僑総会

会長 謝成發

学校法人横浜山手中華学園

理事長 繆雪峰

横浜山手中華学校家長会

会長 譚優矢

横浜中華学校校友会

会長 潘永誠

(一社)横浜華僑婦女会

代表理事 黃巧玲

広東要明鶴同郷会

会長 陸佐光

横浜福建同郷会

会長 別宮浩孝

(一社)横浜華僑商公会

代表理事 楊義誠

京浜華厨会所

会長 楊義智

横浜台湾同郷会

会長 余玉隆

(一社)広東同郷会

会長 陸煥鑫

(一社)横浜華僑小紅の会

代表理事 佐久間愛玲

横浜中華倶楽部

会長 容達成

横浜中山郷友会

会長 繆雪峰

日本福建平潭同郷会

会長 富澤小平

日本横浜福建経済文化促進会

会長 游 群

茉莉花女声合唱団

団長 李香玳

陳情書

私どもは、横浜や東京に所在する中国人団体(華僑団体)で、いずれも中国籍をもち日本の永住資格を有するものを主たる構成員とする団体である。今国会に提出された出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案は、永住者の永住資格取消事由を拡大したもので、永住資格を得て長年にわたり日本に生活基盤を築いてきた在日中国人の生活及び権利を著しく侵害する虞があることから、以下のとおり陳情する。

1 陳情の趣旨

政府が令和6年3月15日に国会に提出した出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)等の一部を改正する法律案(以下「本改正案」という。)のうち、第22条の4第1項8号及び同9号並びにこれに関連付随する諸条項を削除するよう求める。

2 陳情の理由

- (1) 本改正案で新設された第22条の4第1項第8号前段は、入管法に規定する義務を遵守しないことを、「永住資格(永住者の在留資格)」の取消事由としている。

この入管法上の義務不遵守が、「故意」の不遵守だけでなく「過失」による不遵守を含むことは、文言上明らかである。入管法上の義務には、在留カードの常時携帯義務(入管法第23条第2項)及び在留カード紛失時の14日以内の届出義務(入管法第19条の15第1項)がある。仮に本改正案が国会で可決されると、在留カードを自宅にうっかり置き忘れて近所のスーパーマーケットに買い物に行った事案でも、永住資格を取り消される可能性が生じることになる。たとえ本改正案立案の際、在留カードの過失不携帯の一事をもって永住者の在留資格を取り消さない想定をしていたとしても、法務大臣が永住者の在留資格を取り消すことは法律上可能となる。そして、法務大臣がかような裁量権を有すること自体、永住者に対する脅威であり日本での平穏な生活を脅かすものである。

- (2) 本改正案で新設された第22条の4第1項第8号後段は、故意に公租公課の支払いをしないことを「永住資格(永住者の在留資格)」の取消事由としている。

ここにいう「故意」は支払義務があることを認識できるにもかかわらず、あえて支払いをしないことを指すとされている。そのため、公租公課の支払い義務があることは認識しているが、急な病気、事故、失業又は天災により無収入となりやむをえず公租公課を支払えなかった場合も、永住資格取消事由に該当することになる。たとえ本改正案立案者が、病気等によりやむを得ず公租公課を支払えないような場合などに永住資格を取り消さない想定をしていたとしても、法務大臣が永住者の在留資格を取り消すことはやはり法律上可能となる。永住者として長年にわたり日本に居住する在日中国人は、日本で働き、税金を納め、日本を生活の基盤として日々の生活を送り、その生活実態は日本国民と何ら変わらないのであり、急な病気、事故、失業又は天災により収入が途絶え公租公課を支払えなくなる可能性があることは日本国民と同様である。そのような場合に

まで永住資格取消を法律上可能とすることは、永住者として日本国民と変わらず日本に生活基盤を有する中国人その他の外国人の生きる権利を著しく蹂躪するものである。

(3) 本改正案で新設された第22条の4第1項第9号は、住居侵入、暴行、傷害又は窃盗等の一定の罪により拘禁刑(懲役・禁錮)に処せられたことを「永住資格(永住者の在留資格)」の取消事由としている。この「刑に処せられた」という文言は刑の執行が猶予された場合をも含んでおり、その場合も永住資格取消事由に当然該当することになる。そのため、たとえ実刑とならず刑の執行が猶予された場合でも法務大臣が永住者の在留資格を取り消すことは法律上可能となる。刑の執行猶予は、罪を犯した者自身の自覚にもとづく改善更生に期待した制度である。しかるに、執行猶予期間中でも法務大臣が永住者の在留資格を取り消すことを法律上可能とすることは、日本に生活基盤を有する永住者が日本で改善更生する機会をいたずらに途絶するもので、日本で生きる権利を無碍に剥奪するものであり、国際社会の趨勢に背くものである。

(4) 本改正案は第22条の6を新設し、同第1項は「法務大臣は、永住者の在留資格をもって在留する外国人について、第22条の4第1項第8号又は第9号…により…在留資格の取消をしようとする場合には…当該 外国人が引き続き本邦に在留することが適当でないとする場合を除き、職権で、永住者の在留資格以外の在留資格への変更を許可するものとする。」と定める。この条項は、永住資格の取消事由を上記(1)ないし(3)のとおり拡大することに対する応急策で、たとえ永住資格を取り消しても、永住資格以外の在留資格への変更を許可するので、国外追放にならないとするものである。しかし、たとえ結果的に日本在留を継続できたとしても 永住資格を喪失すること自体、日本での生活ないし生活基盤を大きく変えることを迫られる場合もあり得る。また上記条項は「法務大臣が」「当該外国人が引き続き本邦に在留することが適当でないとする場合」にはその永住資格を取り消し、永住資格以外の在留資格も取得させない旨を定めるものであり、その場合には国外追放となることが明らかである。このように永住者に対し国外追放による生活基盤の変更を余儀なくさせる事態を招くにもかかわらず、何をもって「在留を適当でない」とするかを法務大臣の自由裁量に委ねる本改正案の上記条項は、取消事由拡大に対する応急策には全くならず、日本で安定的な生活基盤を有する永住者を極めて不安定な地位に陥れ、日本で平穩に生きる権利を著しく脅かすものである。

(5) 以上より、私どもは、永住資格取消事由の拡大に反対するものであり、本改正案のうち、第22条の4第1項第8号及び第9号並びにこれに付随関連する諸条項の削除を強く求める。

以上

入管法改定案の一部削除陳情への支援 お願い書

去る3月15日、日本政府は「永住者」の在留資格を有する外国人について、在留資格の新たな取り消しを可能とする入管法改定案を閣議決定しました。

入管法に規定する義務を遵守しないこと又は故意に公租公課の支払いをしないこと、並びに、住居侵入、傷害又は窃盗等の一定の罪により拘禁刑(現行法の懲役・禁固に相当する。)に処せられたこと、が新たに加えられており、永住者の在留資格取消事由が大幅に拡大されています。

「永住者」の資格取得は、「10年以上日本に在留し、就労期間が5年以上」「懲役刑などを受けていない」「納税などの公的義務を履行」等、他の先進諸国と比較しても非常に厳しい条件が課されています。このような高いハードルをクリアし許可を受けた「永住者」は、昨年6月末時点で約88万人、在留外国人の約27.3%に上っています。

今回の入管法改定案は、政府が今国会で成立を目指す「育成就労制度」の導入や「特定技能制度」の職種拡大に伴い、「永住者」が増加することを予測し、永住資格許可の適正化を求めたものであるとされています。

しかしながら、一方で「永住者」資格の在留資格取り消し事由が大幅に拡大したこの取消法案が成立するならば、今後、永住者の約36%、31万人強の永住資格を有し長年にわたり日本に居住する在日中国人の、生活および権利が著しく侵害されるものであると言わざるを得ません。

「永住者」は、加齢・病気・事故・社会状況の変化など、長年日本で生活していくうちに許可時の条件が満たされなくなることは起こり得ます。病気や失職などによるやむを得ない税金や社会保険料の未納、スーパーに行くときにうっかり在留カードを家に置いてきたという不携帯などの過失、執行猶予のつくようなあるいは1年の禁錮にも満たない刑法違反であっても在留資格を取り消されることがあり得る、という立場に置くこと自体、「永住者」に対する深刻なる差別であると言えます。

税金や社会保険料の滞納は、日本人同様に、督促、差押え、行政罰、刑罰で充分対処できることです。

日本と中国の交流は長い歴史があります。近代では、日本の開港後この横浜に多くの中国人が渡来し、以来170年余にわたり、この地に生活の基盤をおいてきました。横浜中華街の今日の発展は日本人と来日した中国人が力を合わせた結晶です。現在、日本で生まれ日本語しかわからず、日本にのみ生活基盤を有する2世から6世の「永住者」も多く、すべてが日本市民と共に善良なる市民として地域社会の発展に貢献しています。

今回の入管法改定案による新たな在留資格取消拡大制度の導入は、日本政府が目指す「共生社会の実現」に逆行するばかりか、歴史的な背景により日本に居住するに至った在日中国人の「永住者」や、また、生活上の様々な事情により、余儀なく日本に居住するに至った在日外国人の「永住者」、さらにはその家族までも対象とし、納税

不履行や軽微な刑事罰等によって簡単に永住資格を取り消そうとすることは、善良なる市民に深刻かつ憂慮すべき問題を惹起するものであります。ましてや国または公共団体の職員が入管へ通報できる制度まで創設するというのは余りにも過度な取り締まりと言えます。

また同法案に関しては、その立法事実の有無等が慎重に検討されるべきものであるにもかかわらず、有識者会議でも全く検討されないままに唐突に提案されており、拙速に具体化すべきものではありません。

以上の趣旨からわれわれは、この度の日本政府の入管法改定案は「永住者」の生活、人権を脅かす重大事案と認識し、2024年5月21日に小泉龍司法務大臣にあて、陳情書(別紙)を提出し、「政府が令和6年3月15日に国会に提出した出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)等の一部を改正する法律案(以下「本改正案」という。)のうち、第22条の4第1項8号及び同9号並びにこれに関連付随する諸条項を削除するよう求める。」申し入れをしました。

なにとぞ日本に生活基盤をもつ在日外国人が現在憂慮している今般の事情をご斟酌いただき、このたびの入管法の改定を再考していただくよう、関係機関にはたらきかけていただきたく、お願い申し上げます。

以上

2024年5月21日

依頼者: 横浜華僑総会

会長 謝成發

学校法人横浜山手中華学園

理事長 繆雪峰

横浜山手中華学校家長会

会長 譚優矢

横浜中華学校校友会

会長 潘永誠

(一社)横浜華僑婦女会

代表理事 黄巧玲

広東要明鶴同郷会

会長 陸佐光

横浜福建同郷会

会長 別宮浩孝

(一社)横浜華僑商公会

代表理事 楊義誠

京浜華厨会所

会長 楊義智

横浜台湾同郷会

会長 余玉隆

(一社)広東同郷会

会長 陸煥鑫

(一社)横浜華僑小紅の会

代表理事 佐久間愛玲

横浜中華倶楽部

会長 容達成

横浜中山郷友会

会長 繆雪峰

日本福建平潭同郷会

会長 富澤小平

日本横浜福建經濟文化促進会

会長 游 群

茉莉花女声合唱団

団長 李香玳